

自営漁業者育成事業実施要領

第1 趣旨

この実施要領は、高知県漁業就業支援事業のうち自営漁業者育成事業の実施に際し、必要な事項を定めるものとする。

第2 審査会

- 1 一般社団法人高知県漁業就業支援センター（以下「センター」という。）は、次に掲げる事項について審議するため、漁業協同組合（以下「漁協」という。）、市町村、県等による審査会（以下「審査会」という。）を設置する。
 - (1) 漁業技術習得研修（以下「長期研修」という。）開始の適否
 - (2) 長期研修の継続の適否
 - (3) 長期研修修了後の自立支援への移行の適否
 - (4) その他この事業の目的を達成するために必要な事項
- 2 審査会の会長は、センターが務めるものとする。
- 3 その他、審査会の運営については、別に定める審査会運営要領によるものとする。

第3 事業の内容等

- 1 この事業は、センターが自営の沿岸漁業者として独立を目指す者（以下「就業希望者」という。）に対して、自立に必要な長期研修を実施するとともに、長期研修修了後の経営が安定するまでの生活支援（以下「自立支援」という。）を実施するものとする。
- 2 この事業の対象者は、次に掲げるすべての要件を満たす者であって、審査会が適当と認めた者とする。
 - (1) 長期研修
 - ア 義務教育を修了し、研修開始年度の4月1日現在において15歳以上65歳未満である者。ただし、市町村又は漁協において、この範囲において別に年齢制限を定めることを妨げない。
 - イ 未成年者にあつては、保護者の同意が得られている者。
 - ウ 長期研修修了後1年以内に自営の沿岸漁業者として自立を目指す者。
 - エ 長期研修を実施する漁村地区又は漁業種類において、累積1年以上漁業を営み又は従事（短期間のパート及びアルバイトは除く。）したことがない者。ただし、定置網漁業等の雇用型漁業から独立を目指す者はこの限りでない。
 - オ 長期研修申込時において、沿岸漁業又は養殖業を営む団体、法人又は個人等に雇用されていない者。
 - カ 審査会において長期研修の実施が適当であると認められた者で、審査会での承認後、原則3ヵ月以内に長期研修を開始することが確実と認められる者。
 - キ 指導者との関係が3親等以内でない者。ただし、複数の指導者で指導する場合で、主たる指導者が3親等以内でない場合は、この限りでない。
 - ク 審査会前に指導者候補の元でセンター事業の短期研修を受講し、指導者・研修生としての相互の適合性を当事者間で確認していること。また、審査会の構成員全員又はその代理人と面談

し、受講した短期研修の結果、漁船の導入に関する計画等を報告した者。

ケ 審査会前に長期研修を実施する地区を所管する漁業協同組合の理事会又は地区委員会において、事業の実施が承認されている者。

コ 県税及び県に対する税外未収金債務の滞納がないこと。

サ 別表第1に掲げるいずれにも該当しない者。

(2) 自立支援

ア 長期研修修了後、自営の沿岸漁業として経営を開始又は開始を予定している者。

イ 長期研修修了までに行われる審査会において、自立支援の対象として適当であると認められた者。

ウ 県税及び県に対する税外未収金債務の滞納がないこと。

エ 別表第1に掲げるいずれにも該当しない者。

3 この事業の手続きは、以下のとおりとする。

(1) 長期研修

ア 就業希望者は、センターの職員等と面談を行い、事業の内容及び地域の現状について十分に理解したうえで、長期研修受講申込書（別記第1号様式）（以下「申込書」という。）に必要書類を付し、センターへ提出する。

イ 申請書の提出を受けたセンターは、就業希望者や指導者等と十分に協議したうえで、長期研修の計画（以下「計画」という。）を作成し、第3の2の（1）のクに規定する承認が得られていることを確認した後、審査会を開催する。

ウ 審査会において、計画の内容及び長期研修の妥当性等について審査し、その結果を就業希望者に通知する。

エ 審査会で承認された後、長期研修を開始した就業希望者を「長期研修生」という。

オ 長期研修生及び指導者は、センターが指定する方法によりハラスメント対策に関する研修を受講し、任意の様式により受講結果を取りまとめた報告書をセンターに提出すること。

(2) 自立支援

ア 長期研修生のうち自立支援を希望する者（以下「自立支援希望者」という。）は、長期研修修了までに開催される審査会までに自立支援申請書（別記第4号様式）（以下「申請書」という。）を作成し、センターに提出する。

イ 提出を受けたセンターは、審査会を開催し、自立支援の妥当性等について審査したうえで、その結果を自立支援希望者に通知する。

ウ 審査会で承認された後、自立支援を開始した自立支援希望者を「自立支援対象者」という。

4 この事業の対象経費及び支払内容は、別表第2のとおりとする。ただし、対象経費の認定にあたり、支払関係書類等に不備があった場合は、支払の対象とならないことがある。

5 この事業の対象となる内容、期間等は次に掲げるとおりとする。

(1) 長期研修

ア 長期研修の内容は、別表第3のとおりとする。

イ 長期研修の期間は、原則1年以内とする。ただし、特段の事由が生じ、審査会において長期研修を中断する必要があると判断された場合、3ヵ月を限度として長期研修期間を中断することができる。また、中断している間の生活支援金は支給しないこととし、中断した期間は再開

後の研修期間に追加することができることとする。

ウ 1ヶ月間に必要な長期研修の日数は、原則20日以上とするが、事故、病気その他のやむを得ない事由が生じた場合は、この限りでない。

エ 指導者の選定等については、次に掲げるとおりとする。

(ア) 指導者の選定は、漁協等と協議のうえ、センターが行うものとし、県税及び県に対する税外未収金債務の滞納が無く、教育的指導を行う適格性を有する者を対象とする。

なお、指導者・研修生としての相互の適合性については、センターが双方に確認するものとする。

(イ) 指導者は、原則長期研修生との関係が3親等以内でないものとする。ただし、複数の指導者で指導する場合で、主たる指導者が3親等以内でない場合は、この限りでない。

(ウ) 指導者に対する謝金及び用船料の支給対象となる長期研修生は、原則1名とする。

(エ) 長期研修生との関係が3親等以内である指導者については、謝金及び用船料の支給対象外とする。

オ センターは、長期研修開始後6ヵ月以内に審査会を開催し、それまでの長期研修の進捗状況等を確認したうえで、長期研修の継続が適当であるかを審査し、その結果を長期研修生に通知する。

カ 長期研修の継続が困難となる事由が生じた場合又は長期研修修了後漁業に従事することができない事由が生じた場合は、審査会、指導者及び長期研修生が協議のうえ、長期研修の中止又は長期研修修了後の漁業への従事を取りやめることとする。この場合において、次に掲げる事項に該当するものについては、センターは、当該長期研修生に支給した生活支援金の返還を請求するものとする。ただし、長期研修生の死亡、精神又は身体の重度障害その他審査会がやむを得ないと認めるときは、生活支援金の全部又は一部の返還を免除することができる。

(ア) 長期研修開始後、6ヵ月以内に開催される審査会以降に長期研修を中止した場合。

(イ) 長期研修修了後、1年以内に高知県内において漁業経営を開始しなかった場合。

(ウ) 長期研修修了後、漁業経営を開始してから2年以内に漁業を営む日数について、当該地区を所管する漁業協同組合の定款で定める正組合員資格の要件を満たさなくなったと認められた場合。

(エ) 名義貸しや申請書、日誌等への虚偽記載等の対象経費の受理を目的とした悪質な行為が認められた場合。

(オ) その他悪質とみなされる行為があった場合。

キ センターは、カの(ア)から(オ)までに掲げる事項に該当する場合（長期研修生の死亡又は精神若しくは身体の重度障害により生活支援金の全部の返還を免除する場合を除く。）は、審査会での協議により返還を請求する額又は返還の免除を決定するものとし、審査会での意見が賛否同数等により協議が整わない場合は、審査会での意見を踏まえ、センターが総合的に判断するものとする。

ク 長期研修生は、陸上又は海上を問わず長期研修を実施した日には、長期研修日誌（別記第2-1、2-2号様式）、又は養殖日誌等のそれに代わるものを記入し、指導者の確認印を受領のうえ、1ヶ月ごとに所属する漁協を通じてセンターに提出しなければならない。また、センターは、定期的に長期研修生及び指導者と面談を行い、研修の進捗状況等を確認する。

ケ 長期研修生は、センターが開催する共通座学研修を受講するものとし、受講する回数等については、センターの指示に従うものとする。

ケ 長期研修生は、長期研修修了後、速やかに長期研修修了報告書（別記第3号様式）を作成し、センターへ提出する。

（2）自立支援

ア 自立支援の期間は、長期研修修了後1年以内とする。ただし、特段の事由が生じ、審査会において認められた場合は期間変更することができる。

イ 自立支援期間中、自立支援対象者は、自立支援日誌（別記第5号様式）を記入し、1ヶ月ごとに所属する漁協を通じてセンターに提出しなければならない。

ウ 自立支援対象者は、自立支援終了後、速やかに自立支援実施状況報告書（別記第6号様式）を作成し、センターへ提出する。

附 則

この要領は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年10月1日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 この要領による改正後の規定のうち、要領様式の別記第2-1、2-2号様式及び別記第5号様式以外は、令和3年4月1日以降に着手した事業について適用し、同日前に着手した事業については、なお従前の例による。

附 則

この要領は、令和5年5月11日から施行する。

附 則

この要領は、令和6年5月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和7年6月17日から施行する。

附 則

この要領は、令和7年10月15日から施行する。

附 則

この要領は、令和8年4月1日から施行する。

別表 1

- 1 暴力団（高知県暴力団排除条例（平成 22 年高知県条例第 36 号。以下「暴排条例」という。）第 2 条第 1 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等（同条第 3 号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）であるとき。
- 2 暴排条例第 18 条又は第 19 条の規定に違反した事実があるとき。
- 3 その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有する者と認められる者を含み、法人以外の団体にあつては、代表者、理事その他これらと同様の責任を有する者をいう。以下同じ。）が暴力団員等であるとき。
- 4 暴力団員等がその事業活動を支配しているとき。
- 5 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用しているとき。
- 6 暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与しているとき。
- 7 いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品、その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与したとき。
- 8 業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる者であることを知りながら、これを利用したとき。
- 9 その役員が、自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用したとき。
- 10 その役員が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

別表第2

区分	対象経費		支払内容
長期研修	生活支援費	長期研修生に支給する生活支援金	[支払上限額] 月額 15 万円以内
	損害保険料	長期研修中にかかる損害保険料	[支払上限額] 62,000 円以内/年
	指導謝金	指導者が長期研修生を指導した際に、指導者に支払う謝金	[支払上限額] 月額 75,000 円以内（研修生 1 人につき、1 月当たり 20 日以上のご指導を行った場合は、月額 75,000 円とし、20 日未満の場合は、日額 3,750 円とする。）
	用船料	指導者の船で海上研修を実施した場合に、指導者に支払う用船料	[支払上限額] 月額 10 万円以内（1 月当たり 10 日以上、海上での指導を行った場合は、月額 10 万円とし、10 日未満の場合は、日額 1 万円とする。）
自立支援	生活支援費	自立支援対象者に支給する生活支援金	[支払上限額] 月額 15 万円以内

別表第3

区分	研修場所	研修内容
陸上研修	漁家、漁業指導所、漁協、市場等	水揚げ作業、漁具の作製・補修、船舶・機器のメンテナンス、水産加工、地域活動、漁業簿記、座学研修会・講習会の受講等
海上研修	漁場等	漁法、漁労作業、鮮度維持、船舶・機器の操作、養殖魚の飼育管理等